

記 入 注 意

I. 一般事項

- (1) この調査票は、1 月分のみ使用するものです。
- (2) この調査票を 1 部作成して翌月 15 日までに必ず到着するよう、経済産業省 商業動態統計調査事務局あてに送付してください。
- (3) 調査のときに休業中であっても、事業所名、事業所所在地、月末従業者数を記入して提出してください。
- (4) 金額は、百万円未満を四捨五入して記入してください。なお、「¥」記号は付けしないでください。
- (5) 休業、その他特別の理由で販売額など記入事項に著しい変動のあった場合は、備考欄にその理由を記入してください。
- (6) 調査票には、青か黒のインク又はボールペンではっきり記入してください。
- (7) 調査内容などの照会は、次の電話番号をお願いします。 無料ダイヤル：0120-429-856（経済産業省 商業動態統計調査事務局）
- (8) この調査の対象となったすべての事業所は、統計法(平成十九年法律第五十三号)第十三条(報告義務)及び第十五条(立入検査等)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用があります。

II. 記入事項

1. 事業所名及び事業所所在地

- (1) 名称(企業名及び事業所名)に修正がある場合は、二重線を引き正しい名称を記入してください。なお、ゴム印でも差し支えありません。
- (2) 所在地(本社、事業所)に修正がある場合は、二重線を引き正しい所在地を市、区、郡名から町名、番地、番、号まで記入してください。

2. 商品販売額

調査月の販売額を、次によって記入してください。

- (1) 販売額は、月初めから月末まで 1 か月間のものを記入してください。なお、やむを得ない場合は、一定の日を定めてその日から 1 か月前の期間を調査期間とすることは差し支えありません。ただし、その後は調査期間の変更をしないでください。
- (2) 商品販売額は、商品分類表の内容例示によって記入してください。
- (3) 現金販売は、その代金の全額を計上してください。
- (4) 掛売販売は、商品を引き渡したときに、その代金の全額を販売額に計上してください。
- (5) 他に商品の販売を委託したときは、受託者から販売済の通知があったとき又は受託者からその代金を受け取ったときに、その金額を販売額に計上してください。
- (6) 商品の受託販売を行っている事業所は、その取扱額を販売額として記入してください。
- (7) 試用販売は、購入の申し出があり、売買契約が成立したとき又は代金を入金したときに、販売額に計上してください。
- (8) 船荷証券、貨物引換証、倉荷証券による販売は、証券を裏書譲渡したときに、販売額に計上してください。
- (9) 金投資(貯蓄)口座用地金の売上げは、販売額に含めないでください。
- (10) 貴金属ディーリング取引額及び実需の伴わない先物取引額は、販売額に含めないでください。
- (11) 自家消費(事務用など)した商品の代金は、販売額に含めてください。
- (12) 消費税などの間接税は、販売額に含めてください。
- (13) 加工賃、修理料、仲立手数料などの収入は、販売額に含めないでください。ただし、商品の販売額と分けることが困難な場合は、販売額に含めても差し支えありません。
- (14) 企業内事業所間の商品振替については、振替仕切額で販売額に計上してください。
- (15) 不動産の売上げは、販売額に含めないでください。

3. 期末商品手持額

販売するための商品手持額を、次によって記入してください。

- (1) 商品手持額は、商品分類表の内容例示によって記入してください。
- (2) 商品手持額の評価は、仕入価格(仕入先事業者が消費税を上乗せした価格)によってください。ただし、それが困難な場合は、消費税込みの時価又は販売価格のいずれによっても差し支えありません。
- (3) 営業倉庫又は他の場所にある自家倉庫、置場などに保管している商品も、商品手持額に含めてください。
- (4) 買入れた商品が、調査日現在において輸送中であつたり、また、売手の手元にあるときでも、これを商品手持額に含めてください。
- (5) 委託販売は、その商品を委託者側の手持額に含めないで、受託者の手持額として記入してください。
- (6) 期末商品手持額がない場合又は単位未満は、0(ゼロ)を記入してください。また、やむを得ず本場で一括して商品手持額を計上している場合は、備考欄 にその旨記入してください。

4. 販売先別商品販売額

調査月の販売額を、次によって記入してください。

- (1) 「商品輸出額」とは、自社名で通関手続きを行って、直接輸出したものをいいます。したがって、貿易業者又は国内の外国商社を経由して販売した商品は、輸出額としないで、国内販売額に含めてください。
- (2) 「輸入品の国内卸売販売額」とは、自社名で通関手続きを行って、直接輸入した商品を国内で販売したものをいいます。
- (3) 「国内仕入品の国内卸売販売額」とは、国内で商社、生産業者などから商品を仕入れ、国内で販売したものをいいます。また、自社製造品の国内販売も含まれます。

5. 月末従業者数

調査月の末日現在で、主としてこの事業所の業務に従事する人員(会社・団体の有給役員及び常用雇用者をいいます)を記入してください。「常用雇用者」とは、期間を定めず又は 1 か月以上の期間を定めて雇用している者をいいます。

なお、他の事業所から派遣されてきている者は除き、他の事業所に派遣している者は含めません。